

平成 26 年の地方からの提案に関する当面の方針

〔平成 26 年 10 月 29 日〕
〔地方分権改革有識者会議〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、4 次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。今後の地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、本年より地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した。

地方からの提案の多くは、人口減少や地域の活性化など地方が直面する課題に対し、地域自らの発想と創意工夫により解決策を見出す観点から提案されているものであり、これらを実現することは、この国の形を変える地方創生の推進を図る上でも重要である。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、次の「2 当面の方針」に基づき、提案の最大限の実現を目指すものとする。

2 当面の方針

別紙 1～5 に掲げた事項について、それぞれ下記（1）～（5）に基づき提案団体、内閣府及び関係府省の間で引き続き提案の実現に向けて調整を行う。その結果、措置を講じることとされたものについては、本年中に対応方針として取りまとめるとともに、法律の改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出すべきである。

- （1）別紙 1 の提案については、提案を実現することを前提に実務面の調整を行う。その際、国等の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（「手挙げ方式」）等）等を含め、具体的な調整を進める。

- (2) 別紙2の提案については、提案の実現に向けて、実施の具体的手法や時期等について更なる検討が必要なものであり、引き続き調整の上、結論を得る。
- (3) 別紙3の提案については、提案内容は現行規定により対応可能であるとされているが、地方において円滑な対応が可能となるよう、関係府省が通知等により具体的に周知するとともに、丁寧な情報提供に努めることを求めている。
- (4) 別紙4の提案については、検討の方向性は合致していないが論点の共通認識は得た事項、検討の方向性の合致や論点の共通認識も得られていない事項などであるが、更に論点の整理等を行い、可能な限り提案の実現に向け努力する。
- (5) 別紙5の提案については、提案の実現について農地・農村部会において引き続き議論し、結論を得る。

3 その他

別紙6の提案については、提案団体から再検討を求める意見がなかったものである。